

令和6年分 山林所得の申告のしかた

はじめに

- 山林(立木)を伐採し、お売りになった場合の山林所得の申告は、「**申告書第一表、第二表**」及び「**申告書第三表(分離課税用)**」の申告書用紙で行います。
この場合、山林所得の金額の計算は、「**山林所得収支内訳書(計算明細書)**」で行います。
- この冊子は、「**令和6年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」(国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>)からダウンロードできます。)と併せてご覧ください。
- この冊子では、「令和6年分における所得税額の特別控除」を「定額減税」といいます。
- 令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、**令和7年2月17日(月)から同年3月17日(月)まで**です。なお、還付申告書は、令和7年2月14日(金)以前でも提出できます。
 - ・ 申告書の提出は、郵便や信書便により、住所地等の所轄税務署又は業務センターへの送付により行うことができます。申告書の送付先については、国税庁ホームページでご確認ください。
郵便又は信書便で送付する場合、通信日付印により表示された日を提出日とみなします。この日付が**申告期限内**となるよう、お早めにご送付ください。
なお、令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行っておりません。
詳しくは、「**令和6年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の1ページをご覧ください。
また、e-Taxソフトを利用して申告等データを作成し、送信することもできます。
 - ・ 税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりません。
- 令和4年分の課税売上高が1,000万円を超えて個人事業者の方は、令和6年分の消費税の課税事業者に該当します。
 - ・ 令和4年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、インボイス発行事業者の登録を受けている方や特定期間(令和5年1月1日から同年6月30日までの期間)の課税売上高が1,000万円を超えている方は、令和6年分の消費税の課税事業者に該当します。
なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によるものもできます。
また、免税事業者の方が、年の途中においてインボイス発行事業者の登録を受けた場合には、登録日以後の期間の取引について、令和6年分の消費税及び地方消費税の確定申告を行う必要があります。
消費税の課税事業者に該当する場合、令和7年3月31日(月)までに消費税及び地方消費税の確定申告と納税を行う必要があります。消費税及び地方消費税の申告や納税の手続については、「**消費税及び地方消費税の確定申告の手引き**」(国税庁ホームページからダウンロードできます。)をご覧ください。
 - ・ 複数税率に対応した仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されています。インボイス発行事業者となるには事前に登録申請が必要です。詳しくは、国税庁ホームページの「**インボイス制度特設サイト**」をご覧ください。



▷送付先を調べる

目 次

▷インボイス制度特設サイト

- この冊子では、確定申告書の記載手順と次の事例の記載例、参考として「**山林所得のあらまし**」などを掲載しています。
 - (1) 確定申告書の記載手順 2 ~ 3
 - (2) 【事例1】山林を伐採し、売却したケース 4 ~ 13
 - (3) 【事例2】消費税の課税事業者の方が山林を伐採し、売却したケース 14 ~ 15
 - (4) 【参考1】令和6年分 山林所得のあらまし 16 ~ 21
 - (5) 【参考2】課税される山林所得金額に対する所得税の税額表など 22 ~ 23

e-Taxを利用すれば、こんないいこと

税務署に行く
必要なし

添付書類の
添付省略等

申告書を
データで保存

還付が
スピーディ

24時間
受付

※メンテナンス時間を除きます



オンライン送信



(注)山林所得がある方は、「**確定申告書等作成コーナー**」をご利用いただけませんが、「e-Taxソフト」で申告書の作成・送信ができます。

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。



▷e-Tax
ホームページ